

給付年金コーナー

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【産前産後期間の取扱い】

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【対象者】

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出可能です。

【届出に必要な添付書類】

国民年金被保険者関係届書（申出書）と併せて次の書類が必要です。

「母子健康手帳」など、出産（予定）日及び単胎、多胎を確認できる書類

※被保険者と子が別世帯の場合は、出産証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

マイナンバーカードを利用したマイナポータルでの電子申請も可能となりました。国民年金の加入や保険料の免除申請もできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）でご確認ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

重度心身障害者医療費受給者証の更新について

令和4年10月1日より受給者全員が所得制限の対象となり、1年更新となりました。現在お持ちの受給者証の有効期限は、最長で9月末までとなっています。

受給資格は自動更新となりますが、町で所得が確認できない場合は、所得証明書を提出していただく必要があります。

【所得基準】

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人
所得制限基準額	3,661,000円	4,041,000円	4,421,000円	4,801,000円

所得審査の対象は、未成年を含め本人所得のみです。扶養親族の人数に応じて所得制限基準額に一定の加算があります。

【所得審査時期】 毎年9月に前年の所得に応じて審査を行い、基準額を超えた場合は10月1日から翌年9月30日までの医療費が支給停止となります。

【受給者証について】 受給者証の有効期間は令和7年10月1日から翌年9月30日までの最長1年間です。手帳の再認定や有効期限等により、有効期間が短くなる場合があります。

問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

証明書コンビニ交付サービスが一時停止となります

証明書コンビニ交付サービスにおけるシステムメンテナンスを行うため、**9月19日(金)～24日(水)の終日**において、全国のコンビニエンスストアおよびキオスク端末にてすべての証明書の交付を行うことができません。

発行を一時停止する証明書

◇住民票の写し ◇印鑑登録証明書

◇所得（課税）証明書

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126
税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線112

第三者に住民票や戸籍などを交付した場合の本人通知制度

本人通知制度は、本籍の記載のある住民票の写しや戸籍の謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録をした方へその交付の事実をお知らせし、住民票などの不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防ぐ制度です。

長瀬町に住民登録や本籍のある方が登録できます。登録申請の際には、本人確認書類（運転免許証、旅券又はマイナンバーカードなど）をお持ちください。

問合せ 町民課 住民担当
☎66・3111 内線126

9月の納期

●国民健康保険税

■普通徴収（第3期分）

●介護保険料

■普通徴収（第3期分）

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第3期分）

納期限は9月30日(火)です。口座振替の場合は9月26日(金)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111 国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線116
介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123